

改訂移転価格税制 ドラフトの公表 - パブリックコメントの募集



概要

2020年7月7日

財務省は、移転価格税制の新政令案を公表し、パブリックコメントを募集しています。

本移転価格政令案は、正式な制定後、既存の政令No.20/2017/ND-CPを置き換える形で、本年7月から施行予定とされています。

本政令案は、支払利息損金算入限度額およびその他の移転価格関連項目の変更案を提示しています。



注目すべき変更点は以下のとおりになります：

比較対象企業・取引選定における市販データベースの利用

- 比較対象企業・取引の検証時に、納税者、税務当局共に、市販のデータベースを用いることの妥当性が明示されました。
- 本移転価格政令案においては、ベンチマーク分析時の市販データベースの使用を認め、税務当局が納税者の関連者間取引の妥当性について、内部データベース（シークレットコンパラ）を使用することを制限しています。ただし、納税者が移転価格税制に準拠していないとみなされる場合は、税務当局は内部データベースを使用して課税（推定課税）することができるとされています。

過大支払利子税制の損金算入限度額の増加

- 支払利息の損金算入限度額について、EBITDAの20%から30%に増加しました。当該上限値は純支払利息(受取利息が支払利息と相殺された後の純利息)に適用されます。
- 控除対象しきれなかった支払利息は、純支払利息 / EBITDA比率がその後の会計年度で30%未満であれば、翌年に繰越・控除することができます。当該繰越期限は5年になります。
- 政府開発援助(「ODA」)融資や政府による各種優遇融資、国のプログラムや地方の社会保障政策を実施するための融資を含む、特定種類の融資に係る支払利息は当該制限から除外されました。

独立企業間レンジの見直し

- 独立企業間レンジは、(現行の25パーセンタイルから75パーセンタイルに相当する第1四分位から第3四分位から)35パーセンタイルから75パーセンタイルまでとすること、すなわち、下限値の10%増加が提案されています
- したがって、納税者は、今後の新たな（より厳しくなった）独立企業間利益率レンジ内に自社の利益率が到達するように準備する必要があります。

国別報告書(「CbCR」)の新たなガイドライン

提案されたCbCRの主な変更点は以下のとおりです：

- ベトナム所在の最終親会社の場合、年間の連結総収入が18超VNDを超える場合、事業年度末から12ヶ月以内にベトナム税務当局にCbCRを提出する必要があります。
- ベトナム国外に最終親会社が所在する場合ベトナム企業で、自動的情報交換手続によってCbCRがベトナム税務当局に提供される場合は、現地子会社からベトナム当局にCbCRを提出する必要はありません。
- ただし、以下に該当する場合、事業年度末から12ヶ月以内にCbCRをベトナム現地子会社がベトナム税務当局に提出することが必要とされています：
 - ベトナム国外の最終親会社が、その所在地国でCbCRを提出する義務がない場合。
 - ベトナム国外の最終親会社所在地国の税務当局とベトナム国が、情報交換規定を含む租税条約を締結しているが、CbCRの自動交換に係る権限ある当局による多国間協定（MCAA: Mutual Competent Authority Agreement）に署名していない場合。
 - 相手国権限ある当局がベトナムへのCbCR提供に関するMCAAに署名しているが、自動的交換手続きを一時停止しているか、またはCbCRがなんらかの理由でベトナムに自動的に提供されていない場合。
 - ベトナム国外に最終親会社を有する同一グループの子会社がベトナムに複数存在する場合、当該最終親会社は、どのベトナム子会社が代表してCbCRをベトナム税務当局に提出するかを、最終親会社の事業年度末までに通知する必要があります。

なお、CbCRに含まれる情報は、税務リスク管理および税務当局間の情報交換の目的のみに使用され、ベトナム税務当局による税務課税目的の手段として使用することは認められていない、とされています。

移転価格文書作成免除要件

本移転価格政令案では、移転価格文書作成免除要件を以下のように拡大しています：

- 関連者間取引が国内取引のみ；
かつ
- それぞれの関連者の法人税率が同率；
かつ
- いずれの関連者も優遇税制を適用していない

新移転価格政令の発効予定日

本政令案は、2020年7月1日に発効される予定です。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

ホーチミン：



Nguyen Thanh Trung

パートナー
+84 (28) 3823 0796, Ext: 1513
nguyen.thanh.trung@pwc.com

ハノイ：



Nguyen Huong Giang

パートナー
+84 (24) 3946 2246, Ext. 1502
n.huong.giang@pwc.com



Judith Henry

ディレクター
+84 (28) 3823 0796, Ext: 1525
judith.henry@pwc.com



Monika Mindszenti

ディレクター
+84 (24) 3946 2246, Ext: 1506
monika.mindszenti@pwc.com

www.pwc.com/vn



facebook.com/pwcvietnam



youtube.com/pwcvietnam



linkedin.com/company/pwc-vietnam

At PwC Vietnam, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a member of the PwC network of firms in **157 countries** with over **276,000 people** who are committed to delivering quality in assurance, advisory, tax and legal services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/vn.

©2020 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further structure. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.